愛知県廃棄物処理計画(平成24年度~28年度)答申(案)の概要

1 計画の策定

(1)計画策定の趣旨

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の改正やリサイクル推進に関する法制定等の趣旨を踏まえ、昭和 48 年に第一次愛知県産業廃棄物処理計画を策定して以来、8次にわたり計画を策定し各種施策を推進してきた。

しかしながら、廃棄物の不法投棄等の不適正処理問題はなくならないなど、依然として解決すべき課題は多い。加えて、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は変化してきているほか、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、大量に発生したがれきの処理の困難さや、エネルギー・資源の大切さを改めて見直す契機となった。さらに、人為的な活動から大量に排出される二酸化炭素などによる地球温暖化についても大きな課題となっている。

このような社会情勢の変化や求められるニーズを踏まえ、あらためて課題を整理し、諸課題への対処を図りつつ循環型社会の構築を目指すこととし、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制すること、次に、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこと、最終的に廃棄物となるものは適正に処理するという基本的な考えのもと、さらなる取組を進めるため、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定する。

(2)計画の位置付け

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定するものであり、廃棄物の減量化や資源化、 適正処理に関することなど、愛知県における廃棄物対策の基本的な方向を示すものである。

(3)計画期間

平成24年度から28年度までの5年間

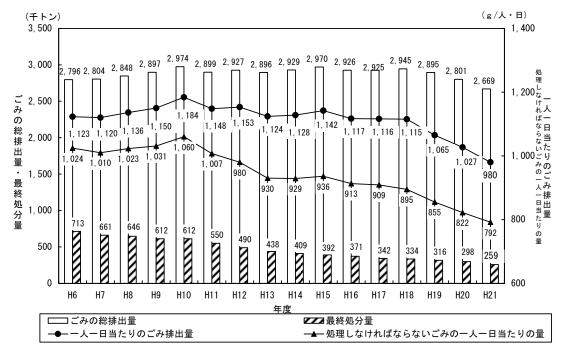
(4)計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物

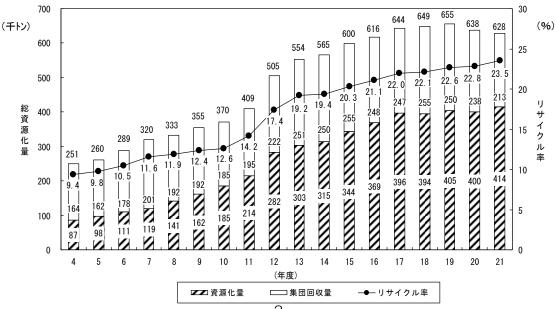
2 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物(ごみ)の現況

- ◇平成 21 年度のごみの排出量は 266 万 9 千トン (280 万 1 千トン)、平成 16 年度に比べて 8.8% (4.3%) 減少。
- ◇処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は 792g (822g)、平成 16 年度に 比べて 13.3% (10.0%) 減少。
- ◇平成 21 年度のごみのリサイクル率は 23.5% (22.8%)、平成 16 年度に比べて 2.4 ポイント (1.7 ポイント) 上昇。
- ◇平成 21 年度の最終処分量は 25 万 9 千トン(29 万 8 千トン)、平成 16 年度に比べて 30.2%(19.7%)減少。
- 注1:()内は平成20年度実績。
- 注2: 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量とは、ごみの年間排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いた量を、一人一日当たりに換算した量のこと。



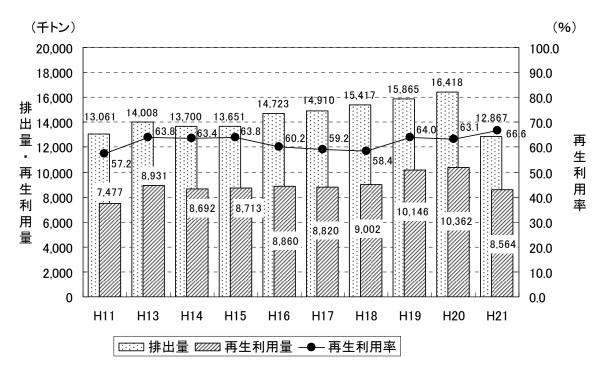
- (注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
- (注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。



(2) 産業廃棄物の現況

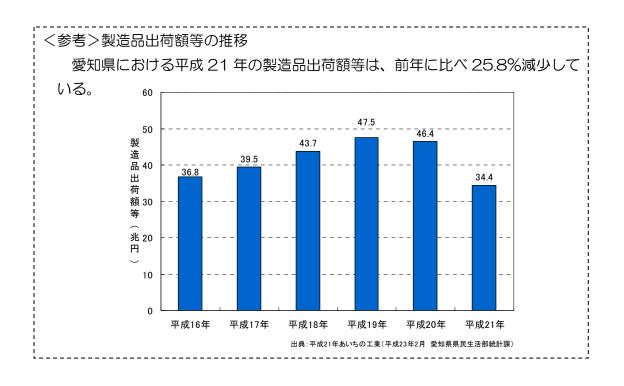
- ◇平成 21 年度の産業廃棄物の排出量は 1,286 万 7 千トン(1,641 万 8 千トン)、平成 16 年度に比べて 12.6%減少(11.5%増加)。
- ◇平成21年度の産業廃棄物の再生利用率は66.6%(63.1%)。概ね60%を超える水準で推移。
- ◇平成21年度の最終処分量は97万2千トン(116万2千トン)、平成16年度に比べて31.2%(17.8%)減少。

注:()内は平成20年度実績。





注:資源化量には、中間処理等を経て再生利用された量に加え、発生時点での有償物量が含まれている。



3 前計画の進捗状況と課題

(1) 廃棄物の減量化目標の達成状況

項目		基準年度(平成 16 年度)の実績値	現状(平成 20 年度) の実績値	平成 23 年度 目標値
処理しなければ ならないごみの 一人一日当たりの量		913g	822g (10.0%減)	720g (約 21%減)
排出量に対 する再生利 用量の割合	一般 廃棄物	21.1% (61万6千以 292万6千以	22.8% (<u>63万8千以</u> 280万1千以	約 29%
	産業 廃棄物	60.2% (<u>886万以</u> 1,472万3千以	63.1% (1,036万2千トン) 1,641万8千トン)	約 60%
最終処分量	一般 廃棄物	37万1千炒	29万8千ツ (19.7%減)	29万3千/) (約21%減)
	産業 廃棄物	141万3千炒	116万2千炒 (17.8%減)	111万5千/) (約21%減)

注: 平成 21 年度は世界的な経済状況悪化の影響を大きく受けていると考えられるため、平成 20 年度実績により評価する。

■処理しなければならないごみの一人一日あたりの量

処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は減少傾向にあり、これまでの減少傾向 が維持されれば平成 23 年度の目標値に近づくことが見込まれる。

■排出量に対する再生利用量の割合

一般廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合は経年的に上昇傾向にあるものの、目標値の 29%とはまだ開きがあり、現状での伸びからは目標達成は困難と見込まれる。(※)

産業廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合は、年度により 60%をやや下回ることもあるが、概ね 60%を超える水準で推移しており、目標達成が見込まれる。

(※) 本県では、平成 10 年代前半にリサイクル率が大きく伸びているが、これは、容器包装リサイクル法(平成 9 年 4 月一部施行)や家電リサイクル法(平成 13 年 4 月施行)に基づく取組が浸透していったことや、特に人口規模の大きい名古屋市において「ごみ非常事態宣言(平成 11 年 2 月)」以降にごみ減量化・資源化の取組が大きく進展したことが背景にあると考えられる。この伸びを背景に高い目標を掲げたが、こうした大幅な伸びを継続することは難しく、ごみの分別・資源化等の取組は広く浸透したものの、リサイクル率の伸びは鈍化傾向を示し、目標の達成が困難となっていると考えられる。

■最終処分量

一般廃棄物の最終処分量は、経年的に減少傾向にあり、<u>概ね目標の達成が見込まれる</u>。 産業廃棄物の最終処分量は、前年度をやや上回るケースも見られるが、経年的な傾向として は減少傾向にあり、概ね目標の達成が見込まれる。

(2) 取組の成果と課題

3Rの促進

【主な実績・効果】

- ・廃棄物の減量化・資源化の進展
- ・マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合の増加(県政世論調査結果) 33.9%(平成 17 年度)→81.5%(平成 22 年度)
- ・産業廃棄物税導入による、資源化など3尺の取組の進展を確認

【課題】

環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、資源化をさらに進めていくことが必要。

循環ビジネスの促進

【主な実績・効果】

- ・あいちエコタウンプランへの位置付け 21件(平成 16年度~22年度)
- ・愛知環境賞 表彰件数83件(応募件数312件)(平成16年度~22年度)
- ・あいち環境塾による循環型社会を担うリーダーの育成 卒塾生84名(平成20年度~22年度)

【課題】

ものづくり県として、先導的な循環ビジネスの発掘・創出及びその普及拡大を今後さらに 図っていくことが必要。

適正処理と監視指導の徹底

【主な実績・効果】

- ・強化月間における立入指導(907件)、民間警備会社による平日夜間及び休日の監視パトロール(述べ612回、いずれも平成22年度実績)
- ・苦情件数の減少 335件(平成 16 年度)→194件(平成 22 年度)

【課題】

依然として一部の心ない排出事業者、処理業者等による不法投棄等が存在。県民の信頼が 得られるよう適正処理に係る指導の徹底や優良事業者の育成を図っていくことが必要。

廃棄物処理施設の整備の促進

【主な実績・効果】

・衣浦港3号地廃棄物最終処分場の供用開始(平成22年度) この処分場は、県内で発生し最終処分される廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)の半分を受け入れたとして、10年以上受入可能な規模であり、民間事業者や市町村等の最終処分場と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保された。

【課題】

市町村等が設置する焼却施設等については、厳しい財政状況の中、コスト縮減を図りつつ計画的、効率的な更新を進めることが必要。

最終処分場の確保は今後とも大きな課題。

情報の収集提供、環境学習等の推進

【主な実績・効果】

- ・あいち資源循環情報システムの活用 アクセス件数 1,000 件/月
- ・資源循環学習ゲームによる子どもたちへの啓発 アクセス件数 3,000 件/月

【課題】

県民、事業者の幅広い自主的な取組を促進するため、環境学習及び広報活動等により意識 の高揚を図ることが必要。

新たな検討課題

- 地球温暖化対策への配慮
- 海岸漂着物への対応
- 大規模災害時への対応

4 本計画における新たな目標

- ◇廃棄物の排出量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 9%、産業廃棄物は約 6%削減する。
- ◇処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720gとする。
- ◇排出量に対する再生利用量の割合(再生利用率)は、一般廃棄物について約 26%、産業 廃棄物について約 68%とする。
- ◇最終処分量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 23%、産業廃棄物は約 18% 削減する。
- 注: 平成 21 年度は世界的な経済状況の悪化により排出量等が大きく減少し特異年と判断されるため、 平成 20 年度を比較の対象とする。

◇一般廃棄物の減量化目標

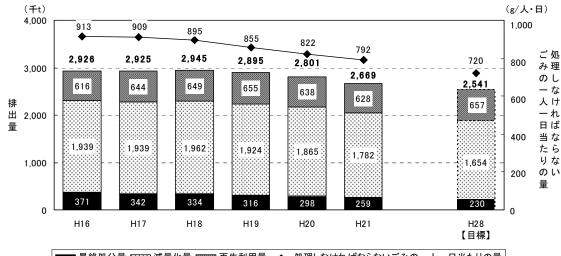
項目	平成 20 年度 実績値	平成 28 年度 目標値	備考
排出量	280万1千炒	254万1千沙 (9%減)	国の基本方針の目標に準じた 場合の273万2千以より19 万1千以多く削減
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	822g	720g (12%減)	前計画の目標を引き続き目指す
再生利用率	22.8%	25.9% (3.1 ポイント増)	国の基本方針の目標に準じた 場合の 25.2%より 0.7 ポイ ント高い水準
最終処分量	29万8千炒	23 万门 (23%減)	国の基本方針の目標に準じた 場合の23万8千りより8千 り多く削減

◇産業廃棄物の減量化目標

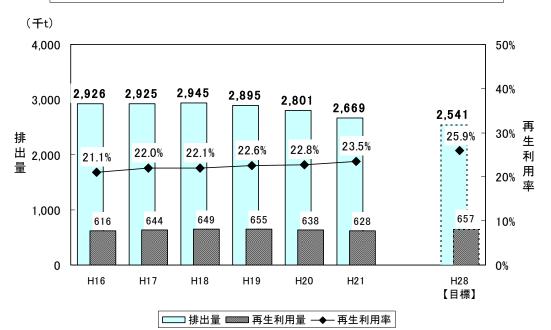
項目	平成 20 年度 実績値	平成 28 年度 目標値	備考
排出量	1,641万8千炒	1,545万3千炒 (6%減)	国の基本方針の目標に準じた 場合の 1,604 万 4 千りより 59 万 1 千り多く削減
再生利用率	63.1%	67.6% (4.5 ポイント増)	国の基本方針の目標に準じた 場合の 53.1%より 14.5 ポ イント高い水準
最終処分量	116万2千炒	95万4千トン (18%減)	国の基本方針の目標に準じた 場合の 95 万 4 千 かと同じ

注:目標値の()は、平成20年度と比較した場合の増減割合等を示す。

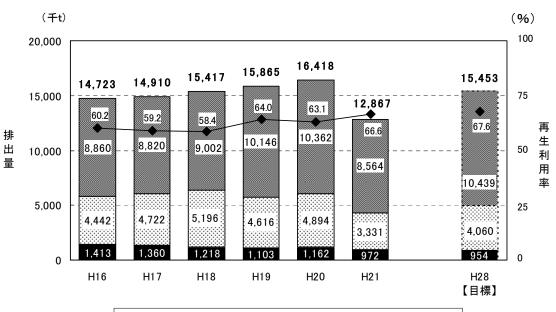
〇一般廃棄物の目標







○産業廃棄物の目標



5 施策の展開

廃棄物に関する課題への対応や新たな数値目標の達成に向け、次のような施策を展開する。

施策1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

- ・分別収集や集団回収など資源循環の取組の促進
- ・多量排出事業者に対する3Rの取組指導、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画のインターネットによる公表
- ・各種リサイクル法に基づく取組促進
- ・レアメタルを含む有用金属の再利用に向けた、小型家電回収の取組促進

施策2 循環ビジネスの促進

あいちの産業技術を活かし、先導的な循環ビジネスの振興を図ります

- ・先導的な循環ビジネスの事業計画づくりに向けた相談や技術指導(循環ビジネス創出コーディネーターの機能を強化)
- ・先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備に対する補助 (リデュース、ゼロエミッション関係施設整備にも適用)
- ・下水汚泥、木質バイオマスなど地域に賦存する未利用資源を活用し、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の事業モデルの具体化を推進
- ・環境負荷低減に向けた優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰し、資源循環の気運高揚を促進

施策3 適正処理と監視指導の徹底

安心・安全な地域環境を目指し、適正処理を徹底します

- ・排出事業者、処理業者に対する適正処理と減量化の指導徹底
- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成
- ・海岸漂着物の処理体制の整備
- ・災害時における処理体制の構築

施策4 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

- ・一般廃棄物の焼却処理広域化の推進
- ・地域環境に配慮した産業廃棄物処理施設の整備促進
- ・市町村が目指す広域的な最終処分場整備への支援・協力
- ・広域的な最終処分場に関する検討

施策5 地球温暖化対策への配慮

資源循環の推進に合わせて、温暖化対策にも配慮します

- ・ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用(食品残さや剪定枝の堆肥化等)の促進
- ・循環型社会形成推進交付金制度の活用などによるごみ発電施設等の設置促進
- ・熱回収施設設置者認定制度の活用などによる熱回収施設の設置促進
- ・廃棄物運搬車両における低公害車の導入促進、エコドライブ実践の啓発など、廃棄物運 搬時における対策の促進

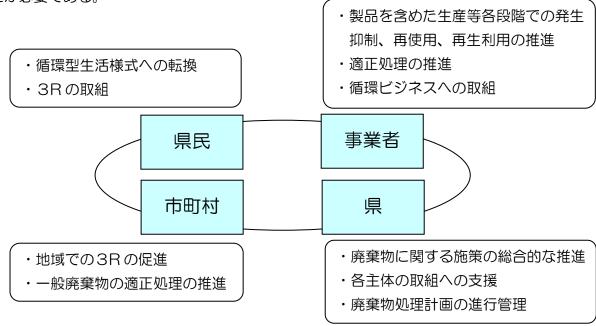
施策6 施策推進に向けた横断的な取組

情報の収集・発信、環境学習など、施策推進に向けて横断的に取り組みます

- ・産業廃棄物税による廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進
- ・廃棄物処理の実績等の処理状況の把握を行い、集計し広く情報提供
- ・廃棄物に関する知識、発生抑制や再使用、再生利用などの情報提供
- ・学習教育の場を通じた廃棄物の減量化・資源化などの知識の普及と意識の醸成

6 廃棄物処理計画の推進

計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、廃棄物の処理に関して、それぞれの責任と役割を認識し、相互に協力、連携して積極的に取り組んでいくことが必要である。



【計画の進行管理】

- ・廃棄物の処理状況を把握し、目標の達成状況を把握・公表する。
- ・愛知県環境審議会廃棄物部会を通じて処理状況や施策の効果を分析、評価する。
- ・県民、事業者、市町村など関係者の連携、協力により、着実な計画の推進に努める。
- ・点検結果や社会情勢などの変化に応じ、施策の見直しを行う。